

JABEE 認定プログラム修了生の名簿管理と修了証明書類の発行について

2020年3月改定

一般社団法人日本技術者教育認定機構

名簿管理

JABEEによる教育プログラムの認定は、国際的な協定に基づきJABEEが定めた認定基準により審査を行い、履修生に世界に通用する技術者として活動するために必要な知識や能力を修得させているプログラムであることを認定して、教育の質保証を行うものです。このため、JABEE認定プログラムの修了生には下記の優遇措置が取られており、修了生とそれ以外の人を明確に区別することが求められています。

したがって、JABEE認定プログラムを運営する高等教育機関におかれましては、履修生に対するプログラム修了要件の厳格な管理と「JABEE認定プログラム修了生名簿」の厳正な管理をお願いします。

JABEE認定プログラムを修了した者は、技術士法第31条の2第2項および第32条第2項により、技術士を受験する際の第一次試験が免除されます。また、希望者は技術士補として登録することができます。技術士補登録と技術士第二次試験の際には、官報の文部科学省告示がなされていることと、高等教育機関が発行する「JABEE認定プログラム修了証明書」の提出が求められます。このためにも、在学中のJABEE認定プログラムへの履修登録が明確になっていることが必要となります。

修了証明書類の発行

修了生が就職や技術士補登録あるいは技術士第二次試験の受験を申し込む際など、「JABEE認定プログラム修了証明書」等が必要な場合には、「JABEE認定プログラム修了生名簿」に従って証明書類を発行して下さい。

JABEE認定プログラム修了生に対して高等教育機関が発行する証明書類には、JABEEウェブサイトで公表している教育機関名および認定プログラム名が明記されていることが重要です。略称は認められません。これらの名称はJABEEが認めた正式名称であり、官報（文部科学省のウェブサイト）にも告示されていますので、十分ご確認をお願いします。

JABEE認定プログラム修了生とするための条件

「JABEE認定プログラム修了生」とは、認定プログラムの定める規則に従って認定プログラムへの履修登録が行われ、認定有効期間内にそのプログラムを修了した者です。ここで、認定プログラムの履修登録ができる学生とは、認定有効期間の開始年度より3年前の年度以降に入学した学生です。それより前に入学した学生は履修登録ができません（注）。ただし、履修登録した学生であっても、認定有効期間終了後に卒業・修了した場合は、JABEE認定プログラム修了生とすることはできません。

なお、JABEE認定プログラムに履修登録された学生が規定の就学年限を超える学修・研究を経てそのプログラムを卒業・修了しても、卒業・修了年度が認定有効期間内であればJABEE認定プログラム修了生として認められます。

(注) この条件によりJABEE認定プログラムの履修登録がされない学生が、留年等により学修期間を延長した結果、認定有効期間中に卒業・修了した場合でも、通常はJABEE認定プログラム修了生とはなりません。

以上